

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部 <sup>⑪</sup> (志々伎肥、船越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月28日(第1回) 令和6年11月25日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、水稻を中心に営農が展開されている。地区外から入り作をしている農業者もいるが、耕作者の高齢化が進み、担い手不足も相まって、中山間地域等直接交付金支払事業への取り組みも難しく、耕作放棄地となる農地も増えてきている。

また、農地は基盤整備がなされておらず、狭く整っていないため耕作条件が悪く、有害鳥獣による被害も発生している。さらには、米の価格不安定や資材高騰の影響により農業所得が低く、耕作意欲低下の要因となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物として作付けを行い、入り作農家も含めて可能な限り営農を継続していく。また、中山間地域等直接交付金事業の取り組み組織がないことから、地域の農業者の理解を得ながら集団的取組の組織づくりを検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付ける者への農地に集積を進めるよう検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や耕作者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用して、農地の集積を進めていくことを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件不利改善するには必要であると考えが、工事完了後の耕作者の確保や費用面での負担が大きいことなどから、新規での取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めつつ、地域外からの担い手等の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業など、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどの鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置・維持管理を行う。
- ③ドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。